

<ご参考> 休業補償制度 制度発足からの補償の推移

令和4年1月以降始期契約では大幅な補償拡充を図っていましたが、現状の新型コロナウイルス感染状況から令和5年1月以降始期契約は赤字で表記した2点について令和3年1月以降始期契約の水準に戻します。

NO	項目	令和5年1月以降始期	令和4年1月以降始期	令和3年1月以降始期
①	外部消毒要件	内部消毒作業でも「可」	同左	外部業者の消毒が必須 (領収証の写が必要)
②	休業日数の要件	休診・休館日を含む 連続7日間以上	休診・休館日を含む 連続3日間以上	休診・休館日を含む 連続7日間以上
③	休業の定義	休業中、患者の生命を守るために 中断することが出来ない診療行為 (※)に限り休業と見做す。 (※)透析外来、往診、電話診療（オン ライン診療含む）、訪問診療（訪問看 護）、処方箋発行等	同左	医療機関の 完全休業
④	医療機関の補償 (1事故・期間中)	最大100万円	最大200万円	最大100万円
⑤	補償金の 計算方法	実際の年間売上高・休業日数 消毒費用に応じて変動	同左	年間売上高40百万円以上 の場合、一律100万円
⑥	介護サービス事業 所の補償	会員が開設または管理する医療機 関に併設された介護サービス事業所 を対象施設に追加(最大50万円)	同左	— (補償なし)